

土地区画整理法第10条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業久世高田地区土地区画整理事業の規準の変更を認可しましたので、同条第3項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月26日

京都市長 門川 大作

1 施行者の名称

麒麟ホールディングス株式会社

2 事業施行期間

平成18年2月10日から平成21年3月31日まで

3 施行地区

京都市南区久世高田町，同区久世中久世町一丁目，同区久世中久世町五丁目及び西京区下津林番条町の各一部

4 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業久世高田地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

京都市南区久世高田町126番地

6 施行認可の年月日

平成18年2月7日

7 事務所の所在地の変更の内容

変更前 京都市南区久世高田町126番地

変更後 京都市南区久世高田町126番地3

8 変更認可の年月日

平成20年8月21日

（建設局都市整備部市街地整備課）